



調剤報酬点数表の第2節区分番号「10の2」調剤管理料及び区分番号「10の3」服薬管理指導料に関する事項

○調剤管理料

患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画(RMP)などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

○服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。





「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年 4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。明細書は、調剤報酬の項目名や使用した薬剤の名称が記載されるものです。

病名や患者様のプライバシーに配慮するため、その点を御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は処方箋受け渡し時にその旨をお申し出下さい。





居宅療養管理指導に係る運営規定の概要及び重要事項について

事業の目的及び運営の方針

○事業目的

通院困難な利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、居宅療養管理指導を通して療養生活の質の向上を図ります。

○運営方針

要介護または要支援の認定を受けている利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問し、薬剤管理をいたします。

要介護者または要支援者にある利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他サービス事業者、その他の医療や福祉サービスを提供する者との密接な連携を行います。

○営業及び営業時間

各薬局の営業時間は、店舗情報ページをご確認ください。

○職務の内容

薬剤師は居宅療養管理指導において以下の業務を行います。

- ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- ・薬剤服用歴の管理 ・薬剤師等の居宅への配送
- ・薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADLやQOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・医師・歯科医師の指示及び提供された診療情報に基づいた薬学的管理指導計画の作成
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・住宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)





居宅療養管理指導に係る運営規定の概要及び重要事項について

指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額について

○ 利用料金

単一建物で居住者が1人 518単位／回

単一建物で居住者が2人～9人 379単位／回

単一建物で居住者が10人以上 342単位／回

【ご注意事項】

※自己負担率や厚生労働省の定める地域により金額が異なることがあります

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます

※公費助成などにより負担が変わることがあります

※通常の事業の実施地域 各薬局から16km以内を原則として居宅療養管理指導を実施致します。(近隣に薬局がない場合などとはご相談ください)

○ 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

○ 苦情処理

居宅療養管理指導に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

○ その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

○ 秘密の保持

正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。

また、サービス担当者会議において、利用者及びその家族等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその家族等に使用目的等を説明し、同意を得なければ使用することができません。

○ 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○ サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

・株式会社アカカベ 調剤薬局運営部

TEL:072-862-3621

・大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 TEL:06-6949-5418



後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

2024年10月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金(選定療養費)をお支払いいただく制度が始まりました。

■厚生労働省「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬となります。

先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてご負担いただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金の負担はございません。

公費負担医療制度・こども医療費助成等により一部負担金が助成等されている患者様にも、医療上の必要があると認められる場合等を除き、特別の料金が発生します。

服用中の薬が対象になるかにつきましては、薬局スタッフへご相談ください。

患者のみなさへ

令和8年6月から

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただけます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただけます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare





医療DXに対する取り組みについて

当薬局では次のような取り組みを行い、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

災害及び新興感染症発生時等の非常時に必要な体制について

日頃よりアカカベ薬局をご愛顧頂きありがとうございます。

弊社では、災害や新興感染症等の発生時等に医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うために、地区の行政や薬剤師会等の協議会または研修会等へ積極的に参加し、地域の関係機関と連携して緊急時に必要な対応が可能な体制を確保しています。





施設基準届出及び薬局情報について

店舗名

アカカベ交野薬局

2026/06/19 時点

施設基準届出及び薬局情報

調剤基本料	1	地域支援体制加算	2	連携強化	○	ベースアップ評価	○
服薬管理指導料の注1 (かかりつけ薬剤師)	○	電子的調剤情報 連携体制整備加算	○	オンライン資格確認	○	電子処方箋受付	○
バイオ後続品調剤体制加算	○	在宅薬学総合体制加算	1	在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅麻薬等注射指導管理料	○
無菌製剤処理加算	-	特定薬剤管理指導加算2	-	自立支援指定医療機関 (精神通院医療)	○	自立支援指定医療機関 (育成・更生医療)	○

毒物劇物 一般販売	○	高度管理 医療機器	N03518
--------------	---	--------------	--------

※直近の情報については店舗スタッフにお尋ねください



調剤薬局でのマイナンバーカードの保険証利用 (オンライン資格確認)について

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関でも、後継医療機関の医療機関を使えば、今までに受けた医療の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※ 医療機関によっては、医療・検査・処置・処方箋等の共有ができません。

POINT 02
手続きなしで医療費以上の一時的な支払が不要に！
医療費超過認定がなくても、医療費超過認定に依る医療費を減らす支払が不要になります。

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは **マイナポータル**

マイナンバーカード

1 受付
マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

2 本人確認
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

同意しない
同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

同意しない(40歳未満)
同意する

※ 医療機関・薬局等が利用される方は、顔認証・暗証番号の登録をお願いします。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用 診療・薬剤・特定健診等情報 について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ
受付」で患者ご本人が同意をすれば、医師があなたの診療・薬
剤・特定健診等情報を閲覧することが可能になりました。
※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に診療・薬剤・特定健診等情報
を照会し、医療機関へ提供されます。

どんなにいいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・
診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有できることで、健康・医療に関する多
くの情報に基づいた、より良い診療を受けることが可能となります。

診療・薬剤情報って？

医療機関を受診した際の過去の診療情報および医療機関で投与さ
れたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬の情報です。
※ 薬剤情報には注射・点滴等も含まれます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去の診療情報※ (医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名など)
※ 2022年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為の情報に参照可能 (2021年
9月以降に行われた診療行為に限る)
※ 診療行為名は、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理、在宅医療のうち在宅療
養指導管理科、処置のうち人工腎臓、持続経絡式血液濾過、腹腔灌流、手術(移植・輸血含
む)、入院科のうち短期滞在手術等基本科が対象
- 過去のお薬情報※ (医療機関・薬局名、調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量な
ど) ※ 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム
に着目して行われる健診結果の情報です。
※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※
- ※ 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



[illegible]

※医療機関の電子処方せんの取扱い開始時期は、医療機関ごとに異なりますので、受診される医療機関にお問い合わせください。

